

# 太宰府市定額減税補足給付金（不足額給付） 申請書のご案内

**支給のお知らせや確認書が届かない方は  
申請書の提出が必要です。**

## ◇不足額給付について

令和6年度に実施した定額減税補足給付（当初調整給付）の支給額に不足が生じる場合に、追加で給付を行うものです。

給付金を受給するためには、**申請等の手続きが必要な場合と不要な場合があります。**

## ◇申請の対象者

令和6年中に他の市区町村から太宰府市に転入されるなど、不足額給付の対象となり得る方  
**（別添フロー図参照）**

※フロー図で申請対象となった方でも、審査の結果、不足額給付対象外となる場合がありますのでご了承ください。

## ◇支給手続き

**給付対象者に該当する方は申請書を提出してください。**

「不足額給付支給のお知らせ」または「不足額給付支給確認書」が届いた方は、申請書の提出は不要です。

「不足額給付申請書」の裏面に記載している必要書類（本人確認書類や受取口座を確認できる書類の写し等）を同封して提出してください。

申請書の記入方法は、市ホームページまたは別紙「記入例」をご確認ください。

**提出期限：令和7年10月31日（金）まで**

## ◇支給額

### ◆不足額給付Ⅰ

**令和7年に定額減税しきれなかった額から調整給付額を差し引いた額(下図のとおり)**

※令和7年に定額減税しきれなかった額とは、令和6年度住民税所得割分の控除不足額と令和6年所得税分の控除不足額を合算し1万円単位に切り上げた額を指します。

|                          |   |                  |   |                      |
|--------------------------|---|------------------|---|----------------------|
| 令和7年に計算した定額減税<br>できなかった額 | — | 調整給付金<br>支給額(※1) | = | 不足額給付<br>支給額<br>(※2) |
|--------------------------|---|------------------|---|----------------------|

※1 令和6年度に実施した調整給付金の対象となっていない方は、この額が0円となります。

また、調整給付金の対象となった方で辞退や未申請で受給されてない場合は、算定した支給額が入ります。

※2 計算により「支給額」が0円以下になる方は給付金の対象となりません。

### ◆不足額給付Ⅱ

**原則として4万円**

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円

※住民税所得割分又は所得税分のいずれかのみ対象となる場合は3万円以内の個別の給付額

## ◇提出書類

### 【必ず提出するもの】

#### ○ 不足額給付 申請書

※必要事項をご記入ください。

- ・ 申請者（または代理人）の氏名など
- ・ 受取口座

#### ○ 本人（代理人）確認書類の写し（コピー）

※申請者の氏名・住所・生年月日を確認できる有効期限内の書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、介護保険証等）いずれか1点の写し（コピー）

※代理人による場合は、本人及び代理人の本人確認書類が必要です

#### ○ 受取口座を確認できる書類の写し（コピー）

受取口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し（コピー）

### 【法定代理人が代理人として受給する場合】

#### ○ 本人との関係が分かる書類の写し（コピー）

戸籍謄本、登記事項証明書、裁判所が決定した旨が確認できる書類いずれか1点

### 《不足額給付Ⅰを申請する方が提出するもの》

#### 【令和6年中に他の市区町村から太宰府市に転入された方】

#### ○ 調整給付の支給決定通知書または確認書（支給のお知らせ）の写し（コピー）

・ 「調整給付の対象ではなかった方」「調整給付の対象で上記書類を添付できない方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください

#### ○ 「令和6年度当初（令和6年6月）以降に課税内容に修正があった方」は、令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書を同封してください

※令和6年度住民税の最新の納税通知書、特別徴収税額通知書又は課税証明書の同封がない場合、課税内容に修正がなかったものとみなします

#### 【令和6年1月1日時点で海外に居住し、令和6年中に海外から太宰府市に転入された方】

#### ○ 国外にいたことを証明する書類（会社からの勤務命令、住民票の写し（コピー）等）

#### 【令和6年1月1日以降、継続して太宰府市に住民登録のある方】

#### ○ （令和6年度住民税について修正がある場合）

令和6年度住民税申告書または最新の納税通知書の写し（コピー）

#### ○ （令和6年分所得税について修正がある場合）

令和6年分の源泉徴収票 または 確定申告書の写し（コピー）

### 《不足額給付Ⅱを申請する方が提出するもの》

#### 【令和6年中に他の市区町村から太宰府市に転入された方】

#### ○ 令和6年度個人住民税の最新の納税通知書 または 課税証明書の写し（コピー）

#### 【青色事業専従者または事業専従者の方】

#### ○ 事業主の令和6年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し（コピー）

※令和6年中に他区市町村より転入された方は「令和5年分所得税確定申告書または青色事業専従者に関する届け出書の写し（コピー）」も併せてご提出ください。

※令和6年度課税証明書は、令和6年1月1日の住所地で取得してください。

※提出していただいた書類は返却いたしません。ご了承ください。

## ◇お問い合わせ

太宰府市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

☎0570-550-255 受付時間：8時30分～17時（土日祝日を除く）

